

2025年12月13日

子どもの貧困班

早稲田大学法学部菊池ゼミ

4年 大久保、太田(菜)、武石、野澤、山本

3年 石田、太田(善)、野嶋、米田

2年 加々美、高木、深津、矢島

私たちの目指すところ

すべての子どもたちが
家庭の経済的状況に関係なく
自分の将来を自由に選択できる状態

目次

- 01 子どもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

目次

- 01 子どもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

子どもの貧困とは

子どもの貧困=相対的貧困

貧困の子ども

約260万人

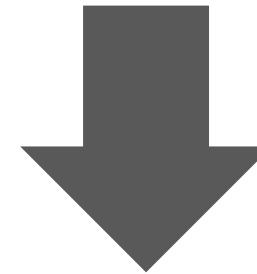
子どもの貧困率

約11.5%

9人に1人

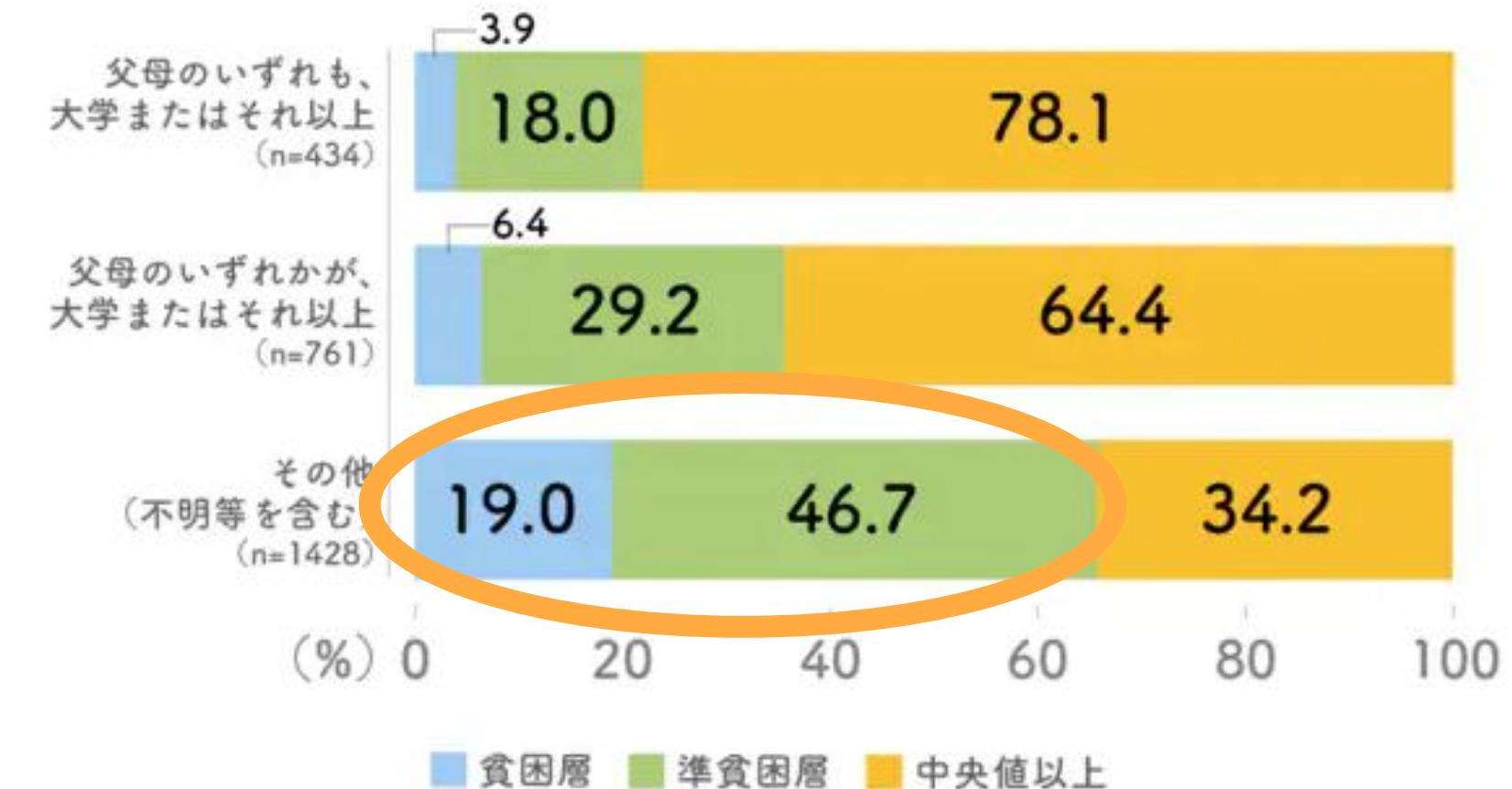
学歴は収入に影響する

父母がいずれも高卒以下



65%以上が貧困層・準貧困層

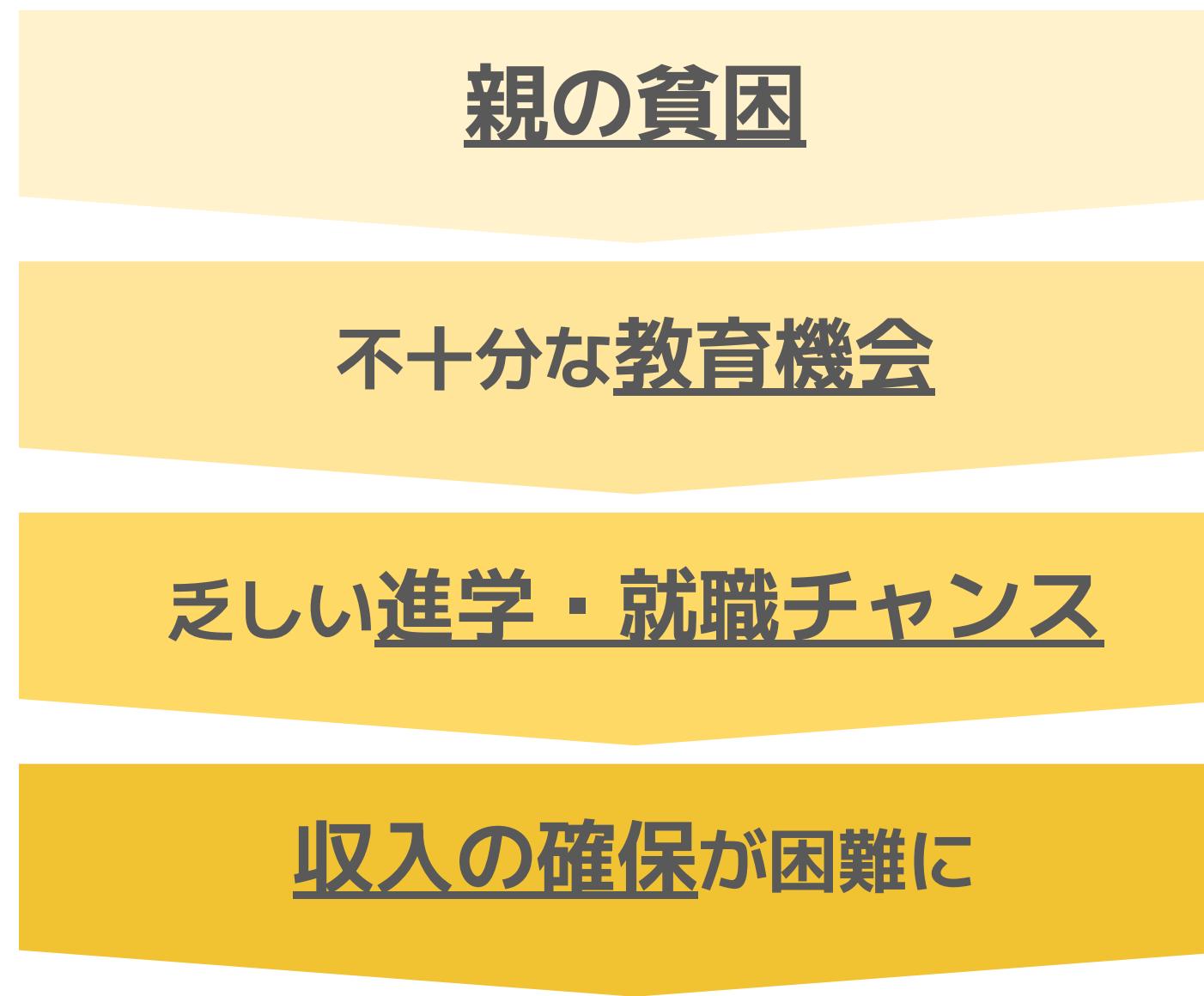
母親・父親の学歴の状況別、
等価世帯収入の水準



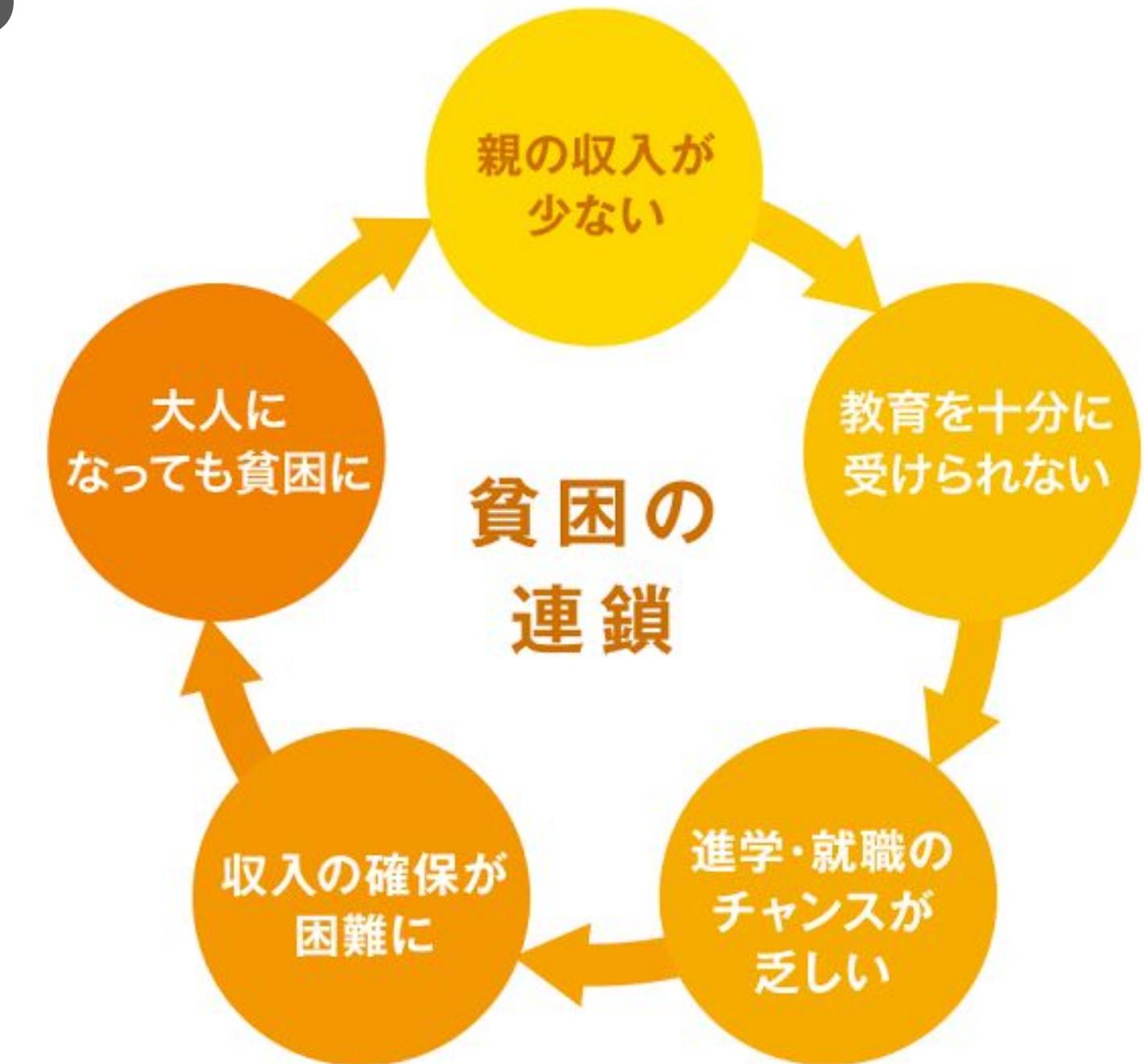
出所：「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」を基に東洋経済作成

引用：東洋経済オンライン（2022）「子どもの貧困、内閣府『初の全国調査』で見えた悲痛な実態」

親の貧困は子どもに連鎖する



子どもも貧困に



引用：こども家庭庁 支援局 家庭福祉課「子どもの未来国民運動—子どもの貧困」

ひとり親世帯の困窮状況

ひとり親の深刻な困窮状況

表 11 貧困率の年次推移

| | 1985 (昭和60)年 | 1988 (63) | 1991 (平成3)年 | 1994 (6) | 1997 (9) | 2000 (12) | 2003 (15) | 2007 (21) | 2011 (25) | 2018 (30) 旧基準 | 2018 (30) 新基準 | 2021 (令和3)年 新基準 |
|-------------|-----------------|---------------|----------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| | 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.8 | 14.6 | 15.1 | 15.6 | 16.1 | 16.6 | 15.4 | 15.7 |
| 子どもの貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 14.4 | 14.4 | 14.4 | 13.5 | 14.0 | 11.5 |
| 子どもがいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.6 | 11.3 | 12.2 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 12.6 | 13.1 | 12.6 |
| 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.5 | 63.1 | 58.8 | 58.8 | 58.8 | 58.8 | 48.1 | 48.3 | 44.5 |
| 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.7 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 10.7 | 11.2 | 8.6 |
| 中央値 (a) | 216 | 227 | 270 | 289 | 297 | 274 | 274 | 274 | 274 | 253 | 248 | 254 |
| 貧困線 (a/2) | 108 | 114 | 135 | 144 | 149 | 137 | 137 | 137 | 137 | 127 | 124 | 127 |

引用厚生労働省(2023)『2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況』

ひとり親の貧困率はふたり親の約5倍

目次

- 01 こどもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

子どもの貧困分野の課題

教育機会や居場所支援
に地域差がある

福祉的支援の希薄化

支援の手が届かない

子どもの貧困分野の課題

教育機会や居場所支援
に地域差がある

福祉的支援の希薄化

支援の手が届かない

貧困の連鎖の一要因

居場所がない

乏しい教育機会

子どもの学習・生活支援事業で対応

課題① 学習・生活支援事業の地域間格差

子ども学習・生活支援事業とは？

生活困窮者自立支援法6条（現行7条2項） 2013年成立（2015年施行）

生活困窮者自立支援制度

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金の支給
- ・就労準備支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・居住支援事業
- ・認定就労訓練事業

必須事業

国庫負担

3 / 4

任意事業

2 / 3

◎子どもの学習・生活支援事業

1 / 2

課題① 学習・生活支援事業の地域間格差

学習・生活支援事業の対象者

①生活困窮者世帯の子ども



生活困窮者自立支援法

3条1項

この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

②生活保護世帯の子ども



生活保護法（参考）

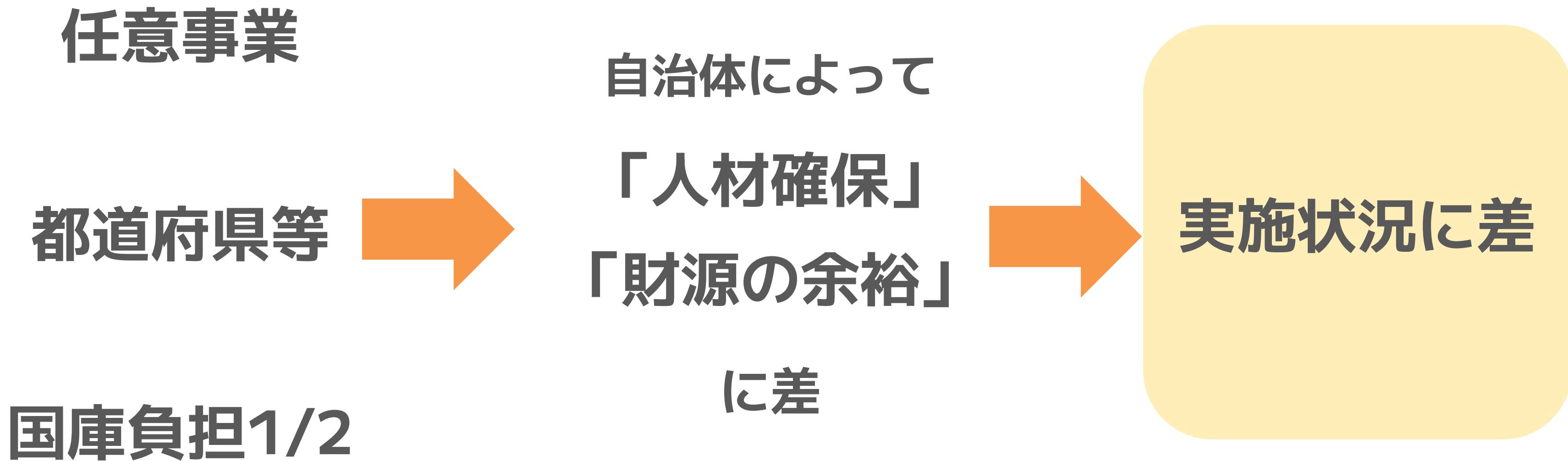
6条1項

この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2項

この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

課題① 学習・生活支援事業の地域間格差



課題① 学習・生活支援事業の地域間格差

表1 子どもの学習・生活支援事業の実施状況（実施率・都道府県数）の推移

| 項目\年度 | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R元) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) |
|---------------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (1)全国自治体実施割合% (自治体数) | *モデル事業 (184) | 33% (301) | 47% (423) | 56% (504) | 59% (536) | 62% (565) | 64% (576) | 65% (587) | 66% (596) | 66% (600) |
| (2)70%以上の都道府県数 (最高実施率) | - | - | 9 (100%) | 13 (100%) | 16 (100%) | 19 (100%) | 19 (100%) | 20 (100%) | 21 (100%) | 20 (100%) |
| (3)30%未満の都道府県数 (最低実施率) | - | - | 15 (5%) | 10 (10%) | 8 (10%) | 7 (10%) | 6 (10%) | 6 (13%) | 5 (7%) | 4 (7%) |

注1：事業名は2014年～2018年は「子どもの学習支援事業」、2019年以降は生活困窮者自立支援法改正により「子どもの学習・生活支援事業」である。なお、2014年は、「*モデル事業」として実施されている。

引用：国立社会保障・人口問題研究所(2025)『社会保障研究』第9巻第4号(通巻第35号), 2025年3月刊

都道府県間で格差有

実施率100%（2県）滋賀県、熊本県

実施率30%未満（4県）

佐賀県27%、島根県26%、岐阜県23%、大分県7%

課題① 学習・生活支援事業の地域間格差

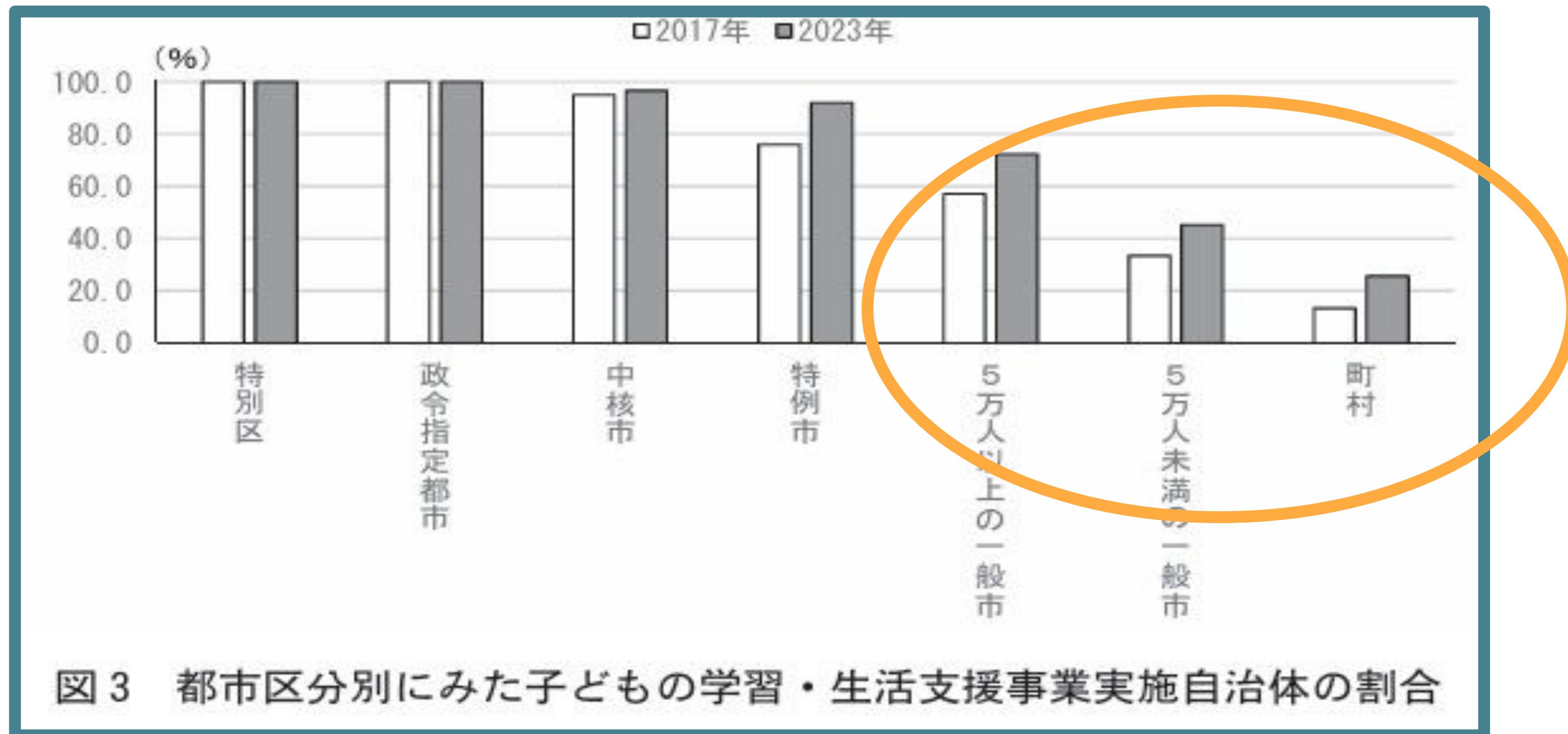


図3 都市区別にみた子どもの学習・生活支援事業実施自治体の割合

小規模自治体等で学習・生活支援事業の実施率が低い

子どもの貧困分野の課題

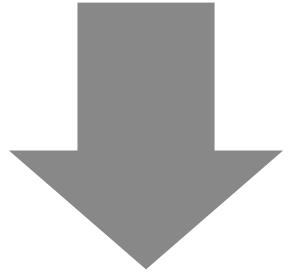
教育機会や居場所支援
に地域差がある

福祉的支援の希薄化

支援の手が届かない

課題② 福祉的支援の希薄化

子どもの学習・生活支援：任意事業 国庫負担1/2



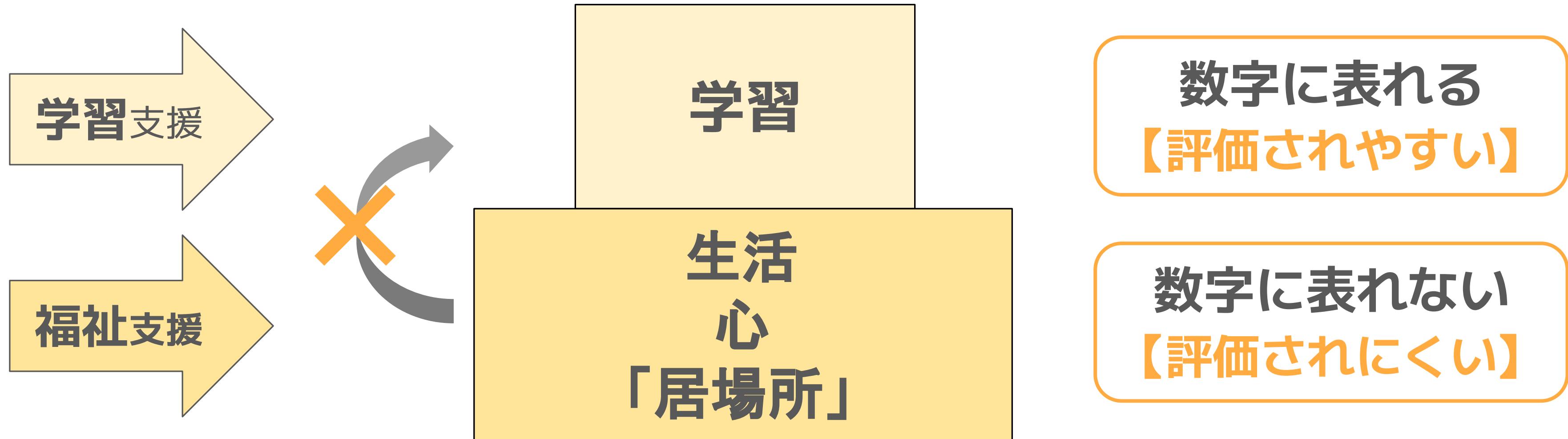
学習支援事業の市場化

- 効果や実績を厳しく問うようになった
- 対費用効果あるいは低コストによる事業運営を重視した

委託事業者選定

課題② 福祉的支援の希薄化

福祉的支援の希薄化



学習支援の基礎となるはずの 福祉支援 が

定量的に評価できない

→ 福祉支援の希薄化 が課題

子どもの貧困分野の課題

教育機会や居場所支援
に地域差がある

福祉的支援の希薄化

支援の手が届かない
(主にひとり親)

現状分析：法体系の整備

1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法

- a. 概要：母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定と自立を支援するために昭和64年に定められた法律
- b. 目的：母子家庭・父子家庭・寡婦が経済的に自立し、安心して生活できるようにすること。
- c. 施策：就業や職業訓練の支援／母子父子寡婦福祉資金貸付金（生活・教育資金などの貸付）／生活相談や自立支援（母子・父子自立支援員の配置）／保育所など子育て支援サービスの利用促進

1. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法

- b. 概要：母子家庭や父子家庭の就業を支援し、安定した雇用機会を確保するために、平成14年に制定された法律
- c. 目的：母子家庭・父子家庭の父母の置かれている特別の事情を鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援策の充実を図るため。
- d. 施策：職業訓練や再就職支援の実施／求人開拓やマッチングの強化（ハローワークなど）／雇用主への助成金制度（母子・父子家庭の雇用促進）／就業相談・キャリアカウンセリングの充実

課題③ 支援の手が届かない（主にひとり親）

ワンオペによる
時間的制約

役所の資料が
見づらい
分かりにくい

関係者間の
連携不足

支援情報を収集する
余裕がない

調べても
支援にまで至らない

支援が必要な人を
把握できない

課題③ 支援の手が届かない（主にひとり親）

表1 母子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況

(単位：%)

| 区分 | 利用している又は利用したことがある | うち、満足している | 利用したことがない | うち、今後利用したい | うち、制度を知らなかった |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|------------|--------------|
| 市区町村 福祉関係窓口 | 46.0 | 20.6 | 54.0 | 21.7 | 37.9 |
| 福祉事務所 | 17.5 | 22.8 | 82.5 | 16.8 | 42.9 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 9.8 | 24.0 | 90.2 | 17.4 | 33.6 |
| 母子・父子自立支援員 | 3.9 | 37.2 | 96.1 | 9.8 | 45.6 |
| 自立支援教育訓練給付金事業 | 4.8 | 35.0 | 95.2 | 17.8 | 41.4 |
| 高等職業訓練促進給付金事業 | 3.2 | 44.8 | 96.8 | 15.1 | 44.5 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等) | 2.1 | 44.3 | 97.9 | 10.5 | 49.8 |
| 子どもの学習支援 | 4.6 | 36.1 | 95.4 | 18.8 | 50.8 |

表2 父子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況

(単位：%)

| 区分 | 利用している又は利用したことがある | うち、満足している | 利用したことがない | うち、今後利用したい | うち、制度を知らなかった |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|------------|--------------|
| 市区町村 福祉関係窓口 | 31.3 | 25.5 | 68.7 | 21.9 | 30.4 |
| 福祉事務所 | 12.4 | 30.8 | 87.6 | 18.4 | 35.5 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 1.8 | 34.5 | 98.2 | 10.4 | 37.9 |
| 母子・父子自立支援員 | 1.6 | 28.7 | 98.4 | 10.1 | 43.0 |
| 自立支援教育訓練給付金事業 | 0.7 | 59.3 | 99.3 | 10.1 | 43.6 |
| 高等職業訓練促進給付金事業 | 1.0 | 56.9 | 99.0 | 10.1 | 43.7 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等) | 2.2 | 39.1 | 97.8 | 12.3 | 46.8 |
| 子どもの学習支援 | 1.4 | 51.2 | 98.6 | 14.0 | 45.5 |

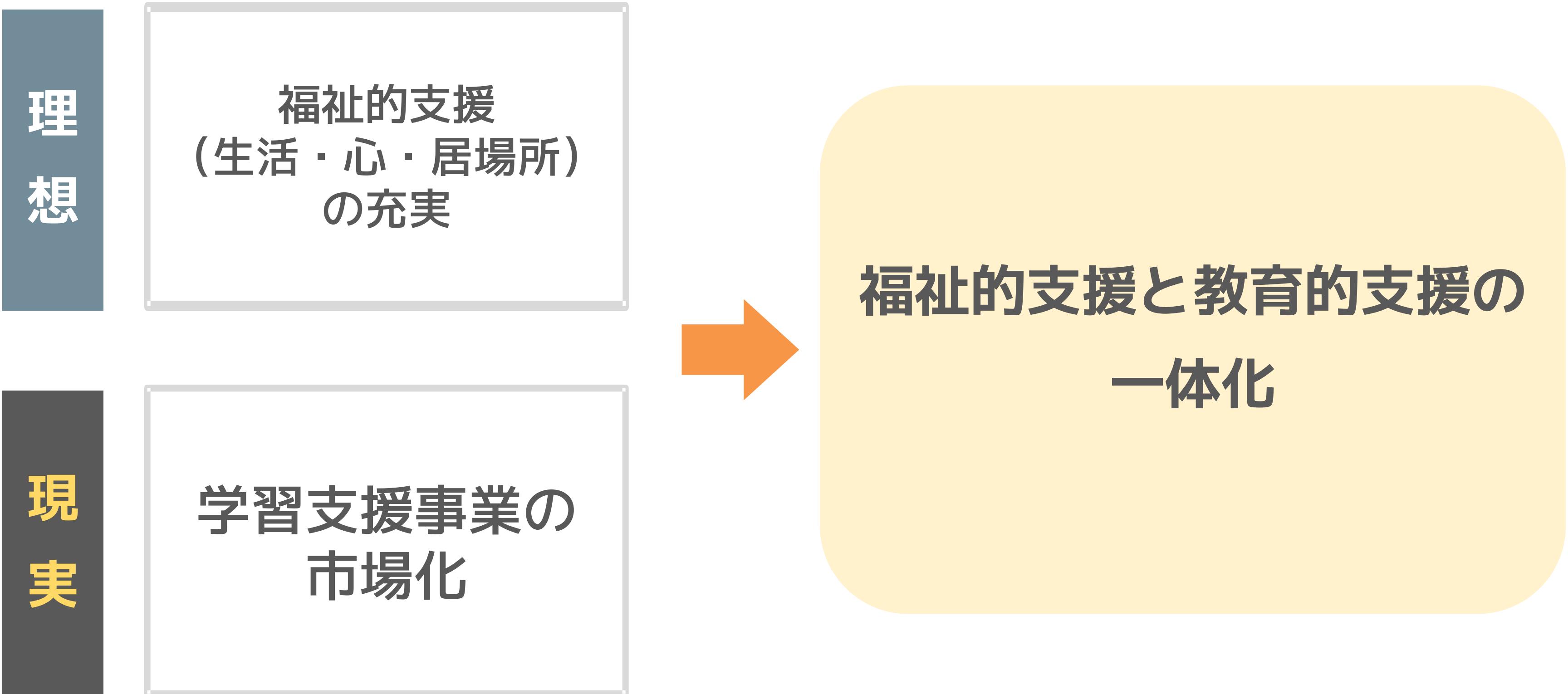
公的制度を「利用したことがない」人のうち、
半数近くの人が「制度を知らなかった」

引用:厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」

目次

- 01 こどもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

解決のためのアプローチ【課題① 福祉的支援の希薄化】



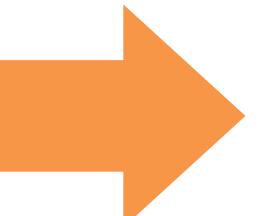
解決のためのアプローチ【課題② 学習・生活支援事業の地域間格差】

理 想

どの地域でも
学習支援が
行き届いている

現 実

財源・人材の
不足



任意事業から
必須事業化へ

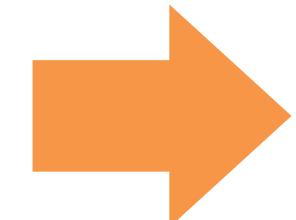
解決のためのアプローチ【課題③ 支援の手が届かない（主にひとり親）】

理 想

支援が必要な人に
適切な支援をすぐに
届けられる

現 実

制度利用率が低い
支援制度が複雑



周知・手続き方法の
見直し

目次

- 01 こどもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

「多様な学びを すべての子どもに」



出典: 公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン ホームページ

家庭の経済格差による

放課後の体験格差を解消することで

貧困の連鎖を断ち切ることを目的とし

民間の学習塾や習い事に使える

スタディクーポン事業を開

スタディクローンのうち**9割程度が受験対策に活用**されていて体験格差が課題

中小規模自治体は

①資金面 ②人的リソース面が障壁

教育と福祉の情報共有ネットワークの必要性

子ども、若者に関わる専門家で組織され、

生活困窮世帯の子どもたちに対する

支援を行う団体

ASUPORT

by 彩の国子ども・若者支援ネットワーク

埼玉県の学習支援事業を委託事業として

学習教室を開催し、

教育格差の解消に取り組んでいる

外部機関との連携の難しさ

委託事業の評価基準の行政による統一化

体験格差は、経験、経済、文化、学力に影響

NPO法人 ユースコミュニティー



出典:NPO法人 ユースコミュニティー ホームページ



**大田区からの委託事業として
中高生向けの学習支援事業を実施している団体**

**「地域の課題は地域で解決」を掲げ、
地域のさまざまな団体と協力しながら、
居場所づくり・学習支援・課外プログラム等を行い、
子どもの学習支援を通じた地域づくりを行っている。**

自主事業の柔軟性というメリット

「地域連携の重要性」

自治体によって募集要項に差がある

自治体関係者

自治体関係者



子どもの学習・生活支援事業
を行う自治体

金銭支援は充実

しかし、**利用する段階にない**

=がんばる土壤に立てていない子どもの存在

第三の大人との関わりの重要性

委託先選定、事業実施手続き方法は自治体オリジナル

(ノウハウ不足の自治体にとっては負担になるだろう)

こどもまんなか こども家庭庁

こども家庭庁
入澤様



子どもを取り巻く行政分野のうち、事務の一元化を目的に、内閣府の外局として設立された行政機関

子ども家庭庁の役割

- (1) こども政策の司令塔としての総合調整
- (2) 新しい政策課題や隙間事業への対応
例：こどもの居場所、子どもの意見反映
- (3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施
例：保育、母子保健、子どもの貧困対策

学習・生活支援事業の未実施自治体は、
任意事業だから「実施しない」ではなく、
人材・資金などの面から「実施が難しい」

地域の実情に応じた支援・対応が重要
情報共有も国ではなく各自治体で行う方が有用

支援を届けにくい家庭への**アウトリーチ**が重要

日本シングルマザー支援協会



出典:一般社団法人 日本シングルマザー支援教会 ホームページ



「こどもを笑顔にできる自立した親で
あふれる社会」を目指し、
就職支援プログラム等を通じて
シングルマザー親子の自立をサポート
ママベストパートナー認定等を通して、
企業と共に女性活躍の推進を行っている

現状：支援制度を利用し続けることが目的

になってしまっている

理想：利用を終えて**自立**を目指す

情報を探す力が大切

物資・金銭的支援はたどり着く情報が多いが、

親自身の将来や就職の方へ結びつきにくい

目次

- 01 こどもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

取材を通しての気づき

取材前

【地域差】

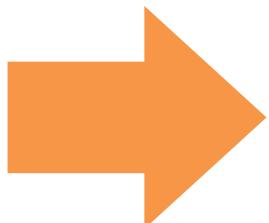
必須事業化

【福祉的支援】

教育と福祉の一体化

【支援が届かない】

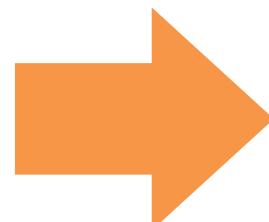
周知方法の見直し



取材後

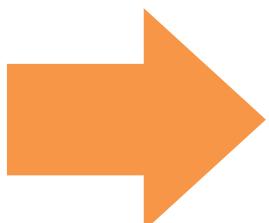
必須事業化ではなく、

根本にある人材不足の解決が必要



仮設通り

「がんばる土壤づくり」+ノウハウに差



仮設通り

情報連携にも課題あり



【新たな課題】

支援を受けることが目的化している

仮説1

学習支援の前段階の

「がんばる土壤に立つための支援」の充実を



自治体の支援の利用率が下がっていること
からも学習支援以前の支援が重要

仮設の修正②

仮説2

地域の第三の大人とのかかわりを増やすことで

地域差解消へ



大人にとっての居場所
新たな視点の獲得



ロールモデルの発見
自己肯定感の向上

仮説3- 1

支援が届かないをなくす・不足している支援を届けるための
連携体制・周知制度の整備



支援が届いていないことが
最大の課題

子ども家庭庁 入澤様

仮説3- 2

子どもの学習と保護者の自立支援をセットで



支援を受けることが目的化している

日本シングルマザー協会 江成様

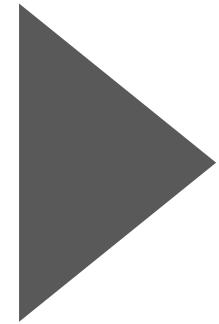
目次

- 01 こどもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

提言の全体像

仮設①

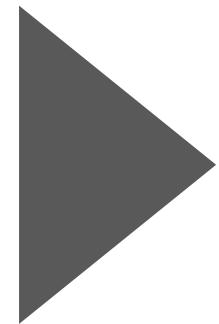
福祉的支援の充実



提言 1

仮設②

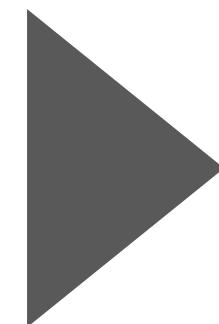
地域差の解消



提言 2

仮設③

支援が届かないをなくす
支援を適切に受ける



提言 3

提言の全体像

仮設①

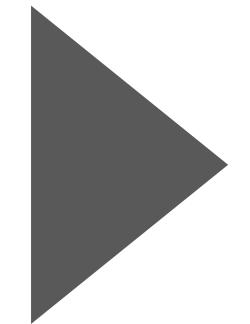
福祉的支援の充実



提言1

仮設②

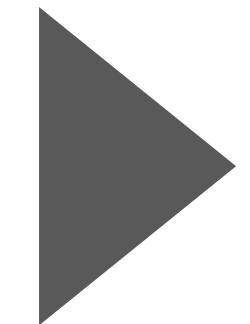
地域差の解消



提言 2

仮設③

支援が届かないをなくす
支援を適切に受ける



提言 3

仮説1

学習支援の前段階の

「がんばる土壤に立つための支援」の充実を



自治体関係者

自治体の支援の利用率が下がっていること
からも学習支援以前の支援が重要

提言①

「がんばる土壤に立てていない」子どもの存在

自治体によってノウハウに差がある

A

法改正

生活困窮者自立支援法

3条7項の改正

B

ガイドラインの改訂

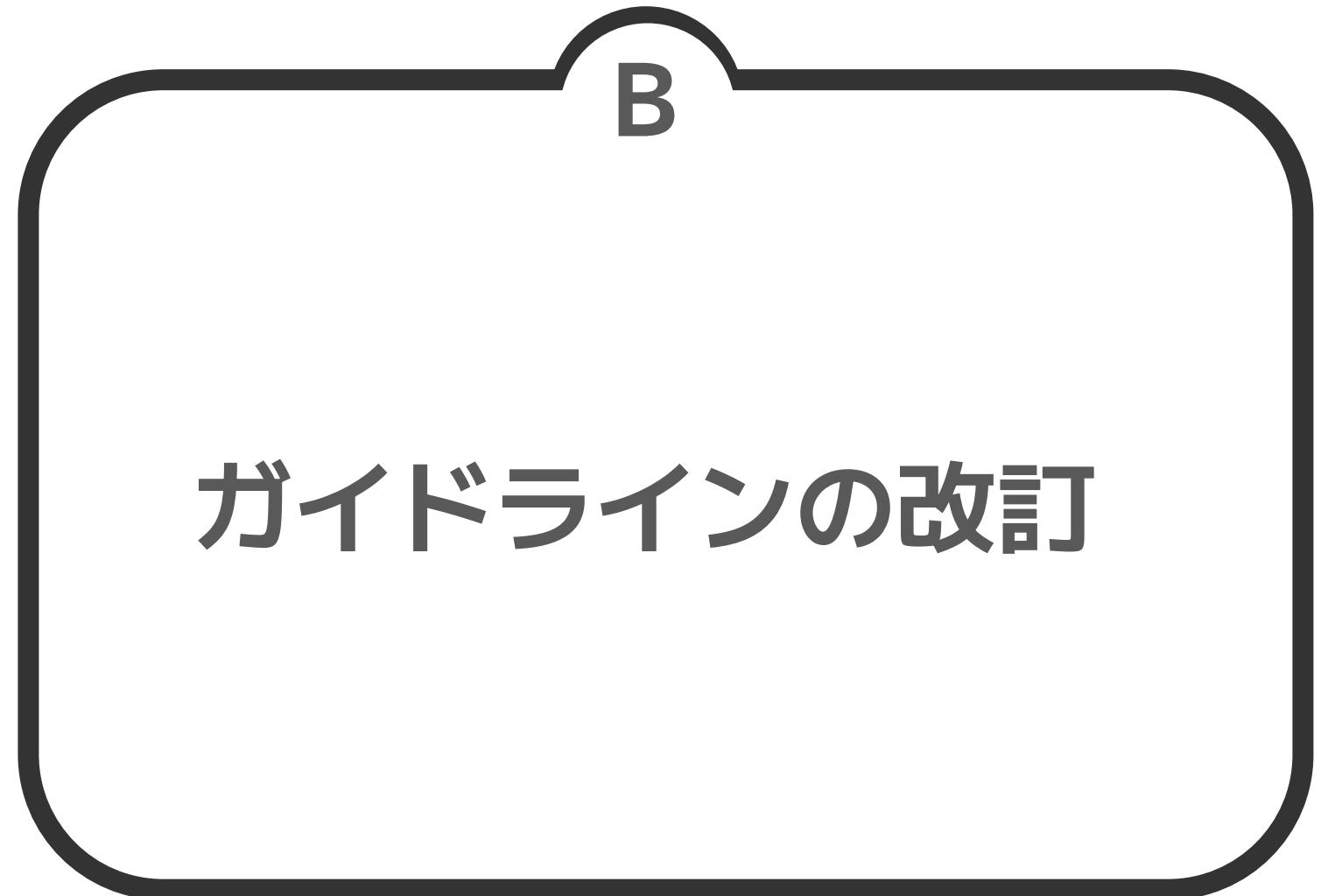
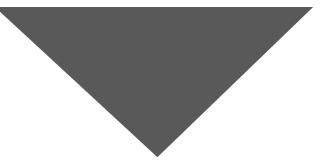
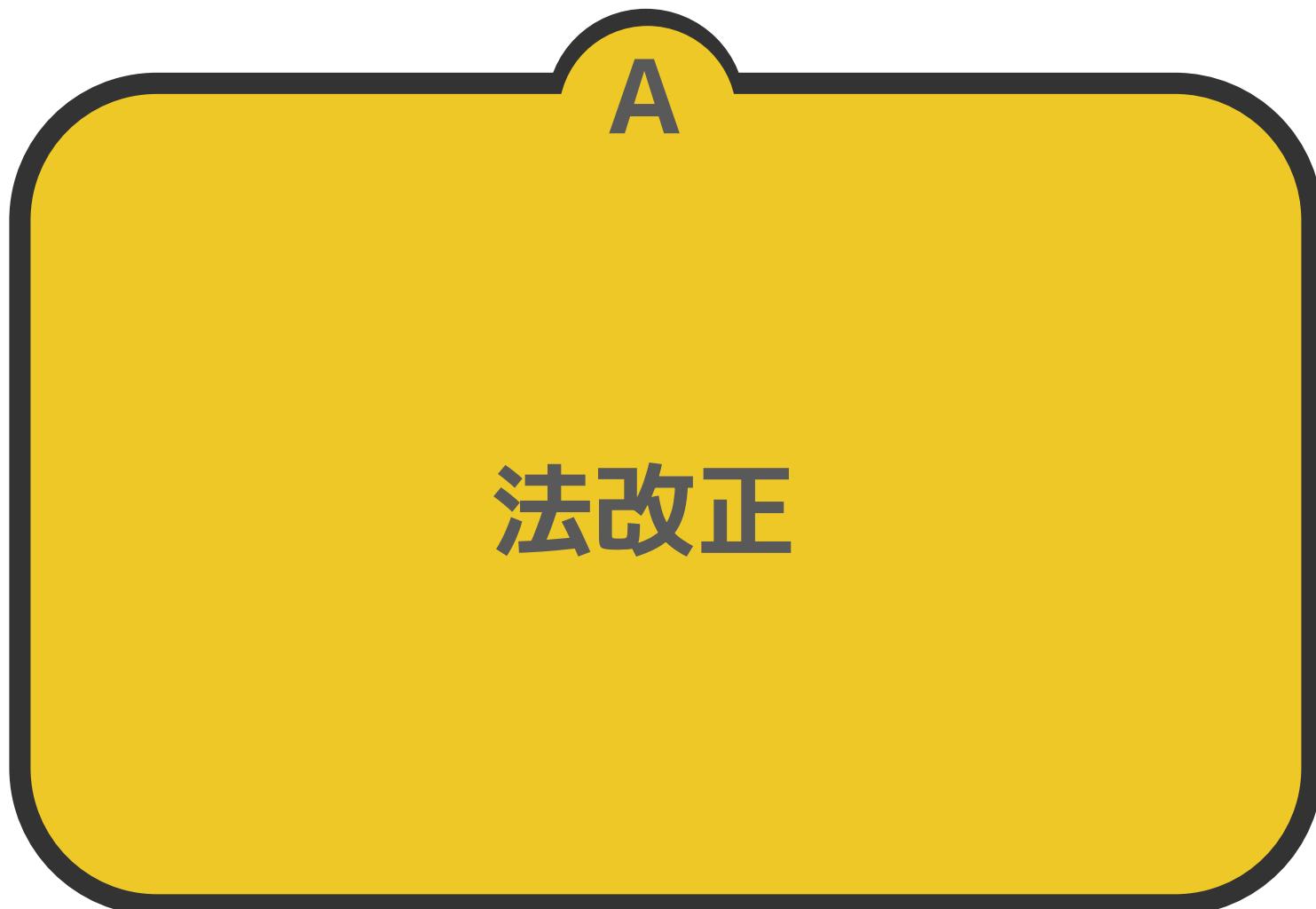
子どもの学習・生活支援事業

に関するガイドラインの改訂

提言① A 生活困窮者自立支援法 3条7項の改正

「がんばる土壤に立てていない」子どもの存在

自治体によってノウハウに差がある



提言① A 生活困窮者自立支援法 3条7項の改正

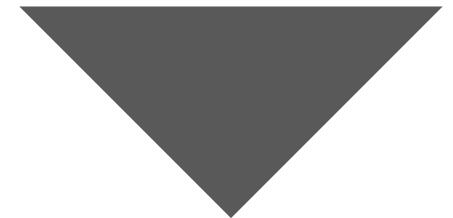
生活困窮者自立支援法 第3条第7項

この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業
- 二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）
- 三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

提言① A 法改正 改正案

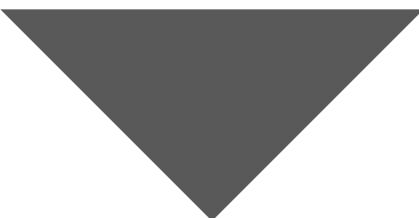
— 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業



— 生活困窮者である子どもに対し、**基盤となる学習環境の構築及び学習に向かう動機の醸成を図り、もって当該子どもの学習の援助を行う事業**

提言① A 法改正 改正案

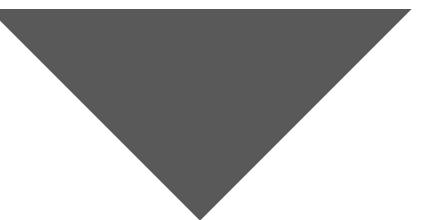
二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）



二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、**当該子どもが安心して滞在し得る活動の場の確保**、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

提言① A 法改正 改正案

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

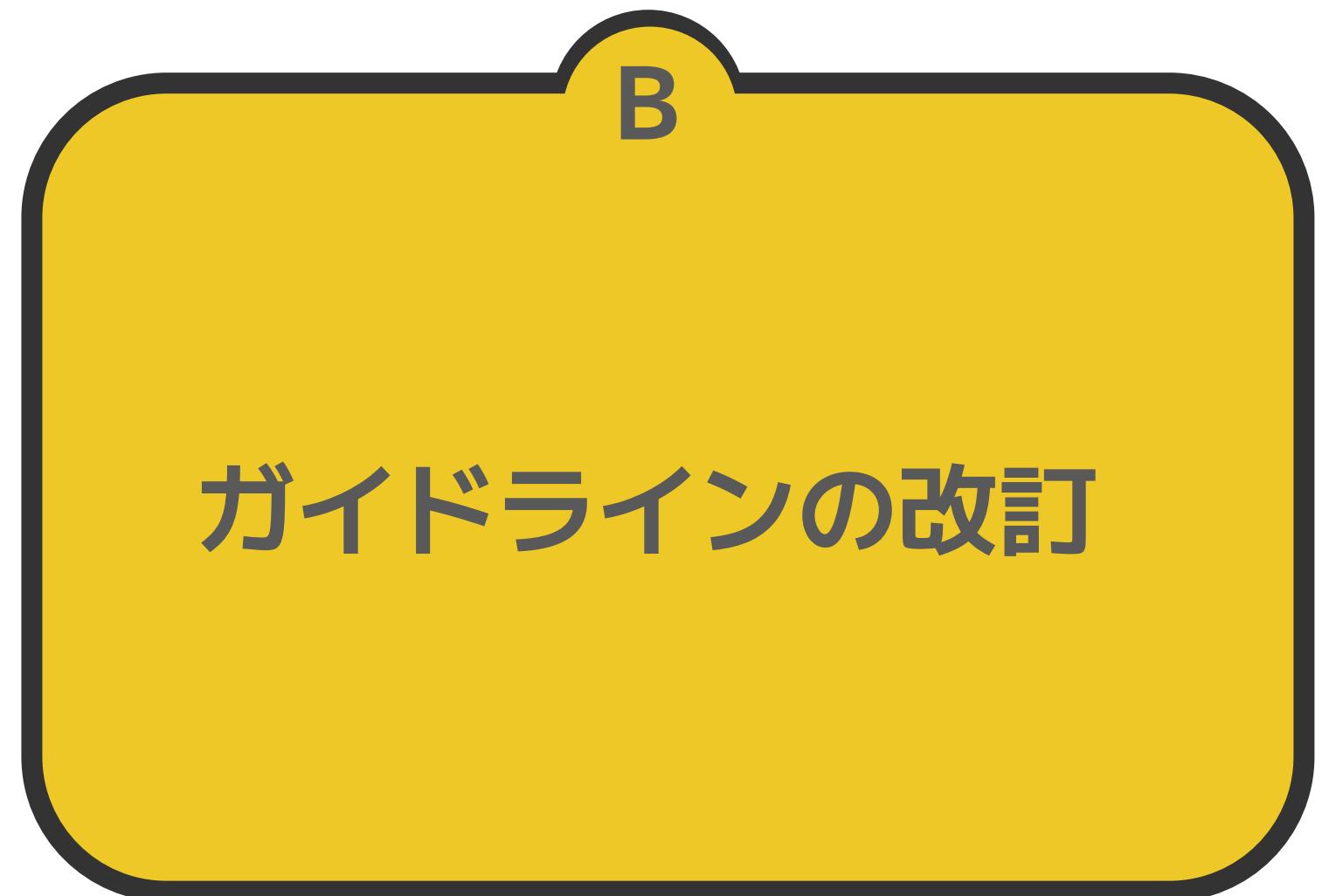


三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、**将来の目標意識の形成を含めた**必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

提言①

「がんばる土壤に立てていない」子どもの存在

自治体によってノウハウに差がある



提言① B ガイドライン改訂

子どもの学習・生活支援事業 に関するガイドライン

B-1

【効果的な委託の実施に向けて】の改訂
委託先の選定基準の具体化

B-2

【学習・生活支援事業の実施プロセス】の改訂
都道府県に説明書のテンプレ作成の推奨

提言① B ガイドライン改訂

子どもの学習・生活支援事業 に関するガイドライン

B-1

【効果的な委託の実施に向けて】の改訂
委託先の選定基準の具体化

B-2

【学習・生活支援事業の実施プロセス】の改訂
都道府県に説明書のテンプレ作成の推奨

提言① B-1. 【効果的な委託の実施に向けて】の改訂

B-1

【効果的な委託の実施に向けて】の改訂

委託先の選定基準の具体化

NEW!

【効果的な委託の実施に向けて】

○ 委託先選定にあたっての評価の視点

目的:価格だけでなく、事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経た委託先の選定を行う

- 制度、地域の実情をよく理解しているか
- 学習支援と生活支援を一体的に実施しているか
- 子どもの福祉に関する専門的知識や実務経験を有する職員が適切に配置されているか
- 地域との連携、他機関との協働を図る工夫があるか 等

提言① B-1. 【効果的な委託の実施に向けて】の改訂

B-1

【効果的な委託の実施に向けて】の改訂 委託先の選定基準の具体化

【効果的な委託の実施に向けて】

✓ また、学習支援と生活支援は、一体的に実施していくことが重要です。そのため、学習支援と生活支援を同一事業者に委託することが本来は望ましいのですが、地域の状況によっては難しい場合があります。学習支援と生活支援を別々の事業者に委託する場合は、事業者同士が連携して事業を実施するよう、自治体が事業者を適切にマネジメントしていくことが重要です。



提言① B-1.【効果的な委託の実施に向けて】の改訂

✓ また、学習支援と生活支援は、一体的に実施していくことが重要です。そのため、学習支援と生活支援を同一事業者に委託することが本来は望ましいのですが、地域の状況によっては難しい場合があります。学習支援と生活支援を別々の事業者に委託する場合は、**生活支援と学習支援の双方を必要とする子どもが一方の支援のみに偏ることのないよう、支援内容の一層の充実と事業者同士の連携について、自治体が適切にマネジメントしていくことが重要です。**

具体的には、学習支援を主とする事業であっても、学習の基盤となる学習環境の整備及び学習意欲の形成を図る観点から、子どもが安心して滞在できる場の確保、将来の目標意識の形成に向けた助言、並びに食事・睡眠等の基本的生活習慣の形成に関する助言について、必要な配慮を行うことが望ましいです。

さらに、学習支援を主とする事業所に通う子どもが、生活支援を必要としている場合には、他の事業者が実施する生活支援事業等へ円滑につなぐ体制が必要です。そのためにも、事業者同士が連携して事業を実施するよう、自治体が事業者を適切にマネジメントしていくことが重要です。

提言① B ガイドライン改訂

子どもの学習・生活支援事業 に関するガイドライン

B-1

【効果的な委託の実施に向けて】の改訂
委託先の選定基準の具体化

B-2

【学習・生活支援事業の実施プロセス】の改訂
都道府県に説明書のテンプレ作成の推奨

提言① B-2【学習・生活支援事業の実施プロセス】の改訂

B-2

【学習・生活支援事業の実施プロセス】の改訂 都道府県に説明書のテンプレ作成の推奨

NEW!

○実施にあたっての標準的なフォーマット

都道府県は、未実施の自治体等が事業を円滑に開始できるよう、先進自治体における説明書等の事例を参考に、説明書の標準的なフォーマットを作成することが望ましい。

各自治体は、必要に応じて当該フォーマットを参考しつつ、地域の実情を踏まえた説明書を作成する。

【学習・生活支援事業の実施プロセス（簡略図）】

■事業の必要性を検討

■事業内容、実施方法、内容等を検討

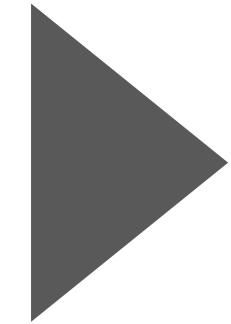
【直営】
・会場等の準備
・ボランティア等との調整等

【委託】
・発注方法、仕様内容の検討・事業者の募集・選定・契約等

提言の全体像

仮設①

福祉的支援の充実



提言 1

仮設②

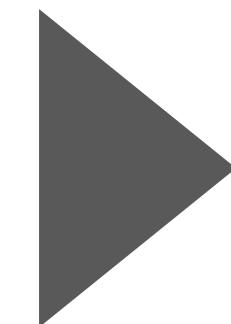
地域差の解消



提言 2

仮設③

支援が届かないをなくす
支援を適切に受ける



提言 3

仮設の修正②

仮説2

地域の第三の大人とのかかわりを増やすことで

地域差解消へ



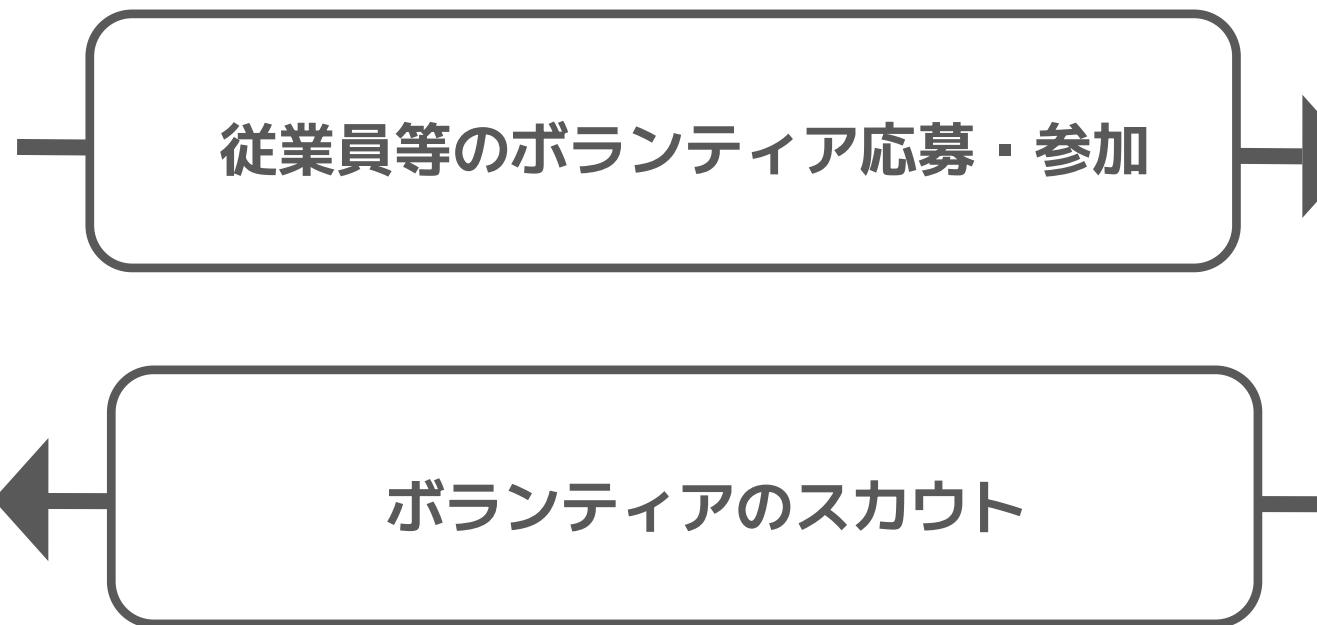
大人にとっての居場所
新たな視点の獲得



ロールモデルの発見
自己肯定感の向上

提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要

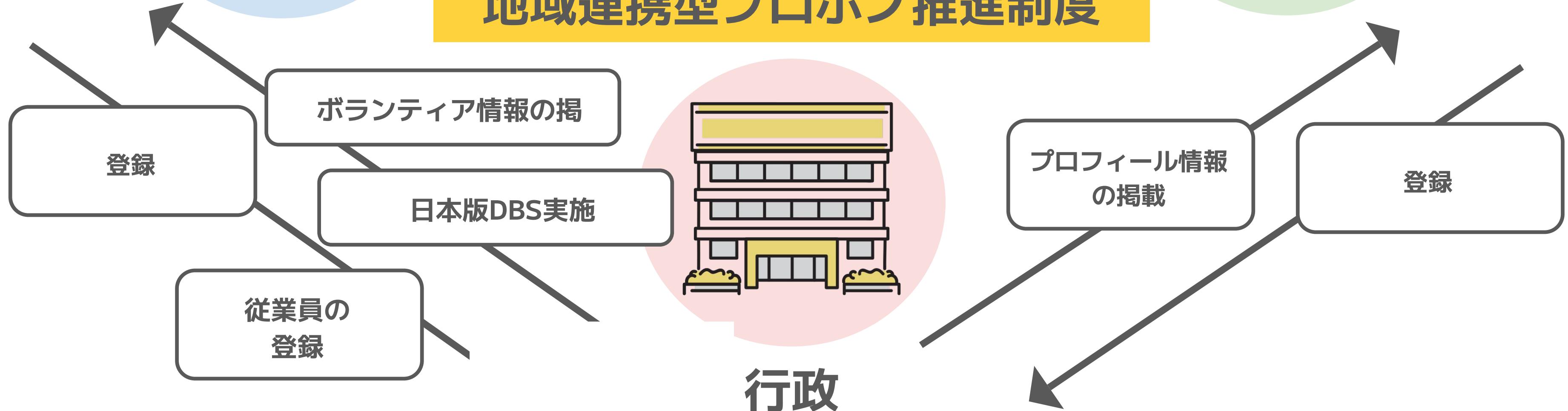
企業・従業員等



委託先等



地域連携型プロボノ推進制度



提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要



自治体：都道府県や市区町村を想定



**委託先等：実施主体を中心とするが、限定はしない。
(自治体ごとの判断)**



企業：自治体内にある企業

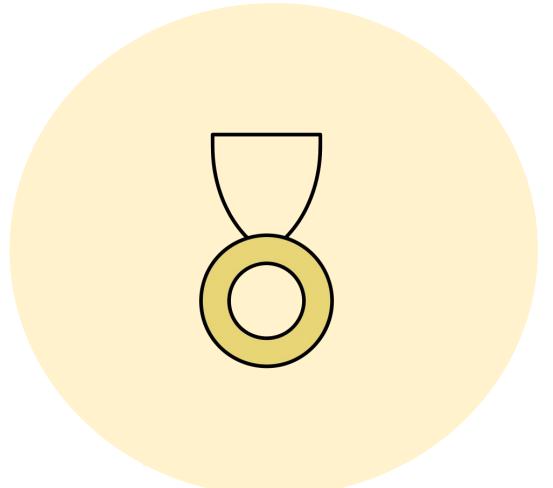
提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要

大学生・地域住民の参加



企業に限定せず、人手の確保に努めることで

地域全体で子どもの貧困対策を支える仕組みづくりを

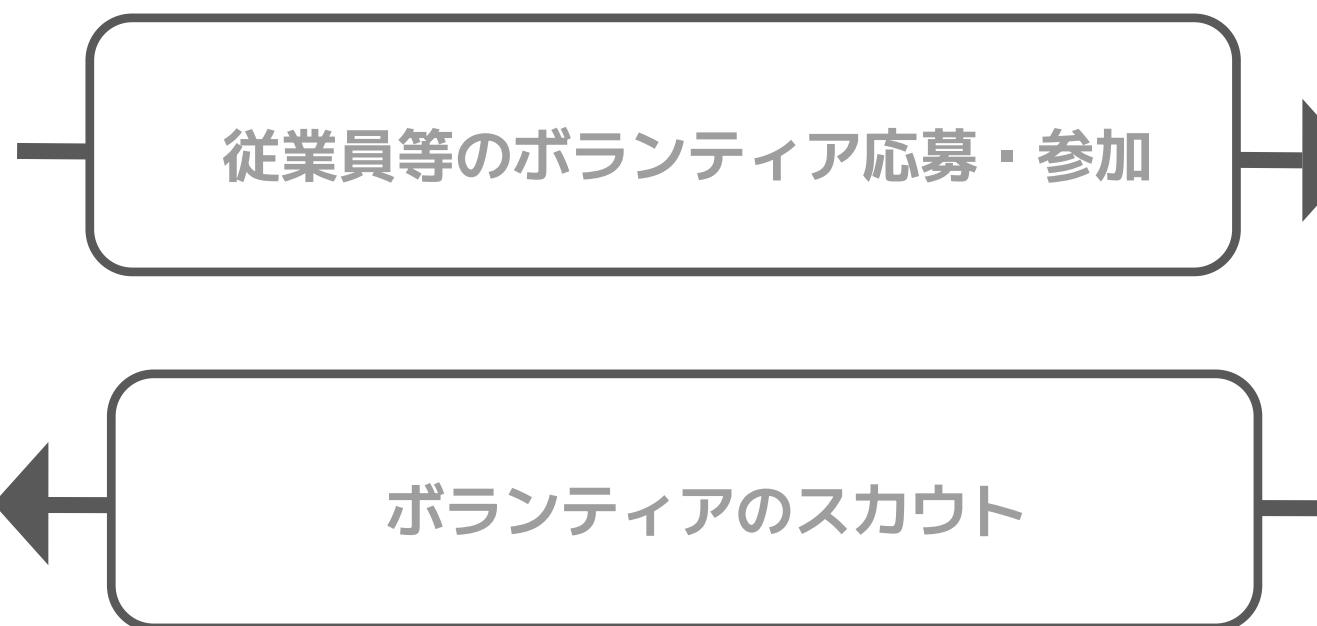


補助金：一定期間・人数の継続で支給

認定証：協力企業には認定証を交付

提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要

企業・従業員等



委託先等



地域連携型プロボノ推進制度



提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要

企業の実情に合わせたルール設計例

【無償型】

【有償型】

【併用型】

勤務時間外での
ボランティア

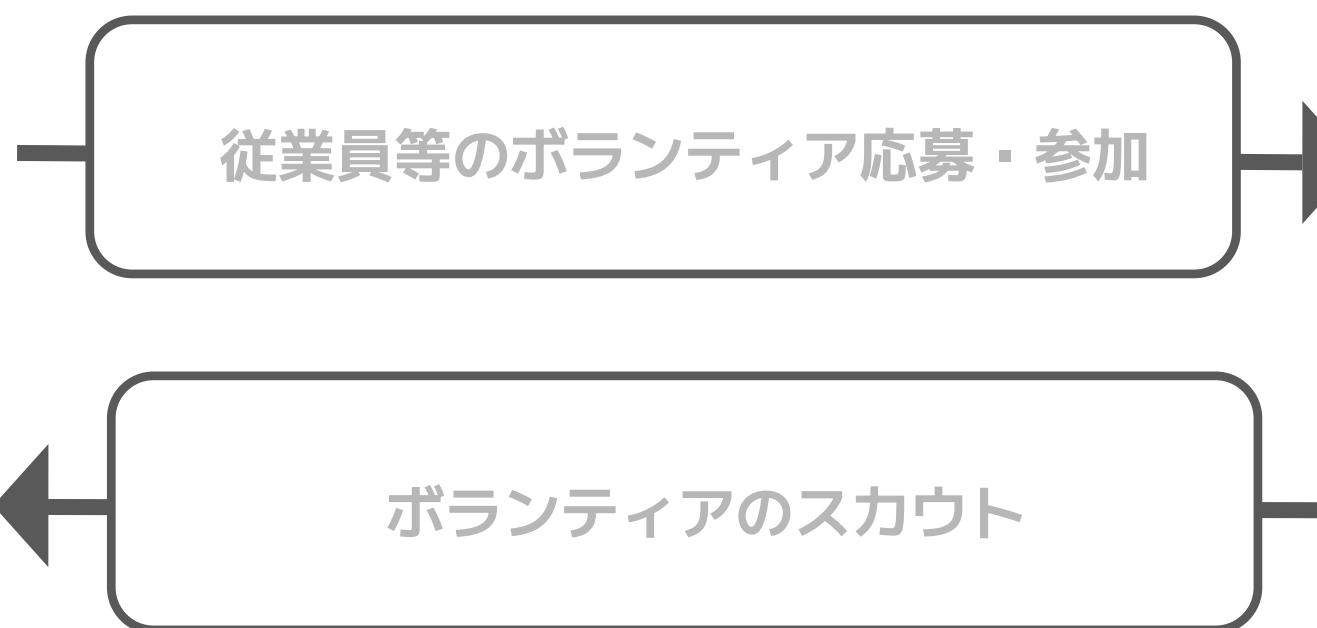
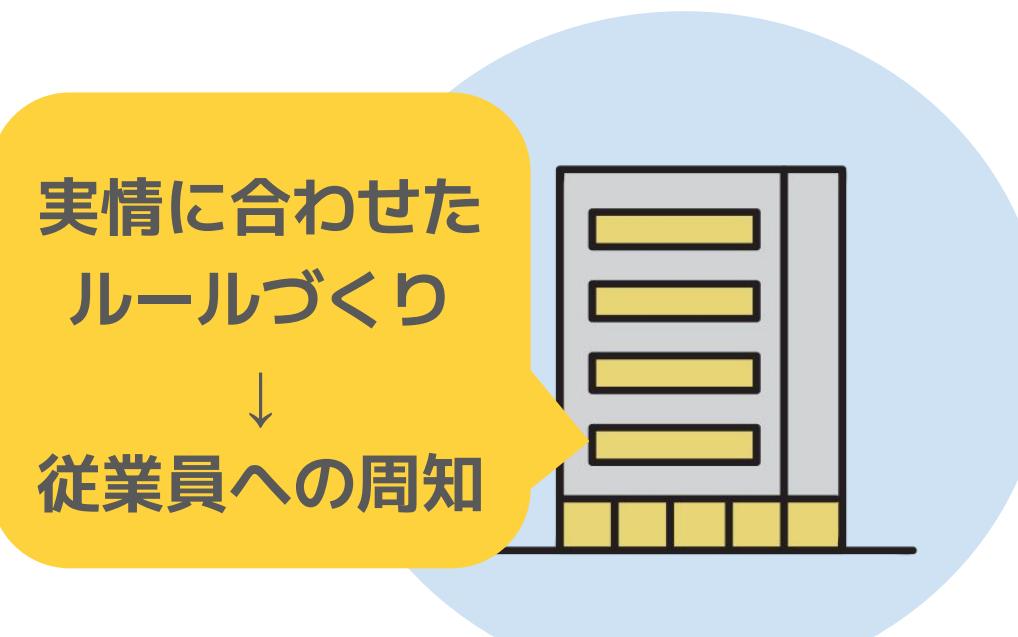
地域で使える
クーポンorポイントをも
うえる

企業が一定の勤務時間内
の活動参加を許可

有償型、無償型を
従業員が選べる

提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要

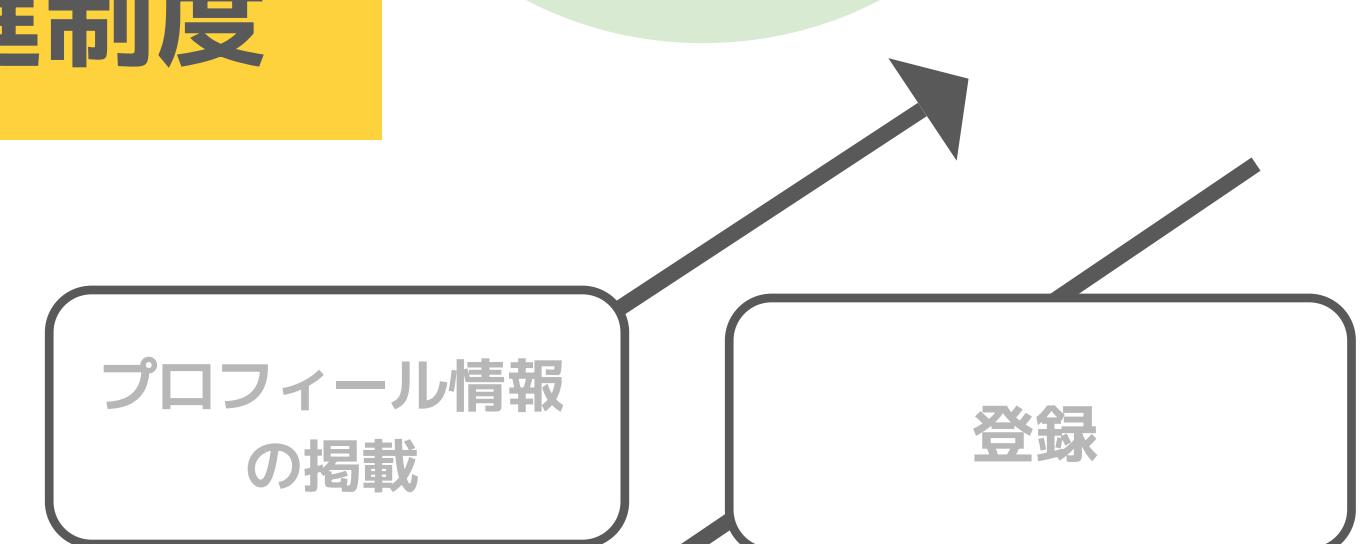
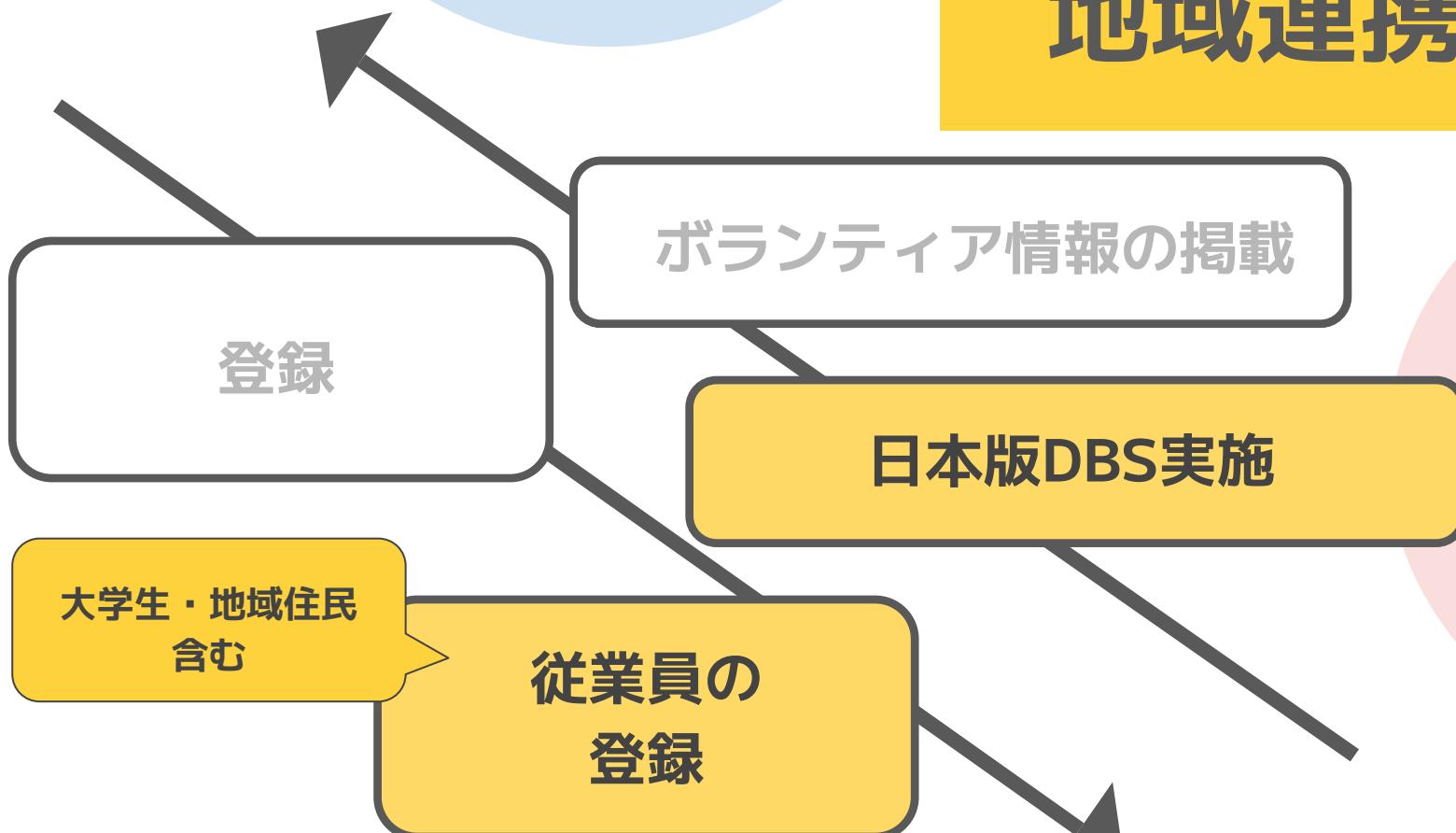
企業・従業員等



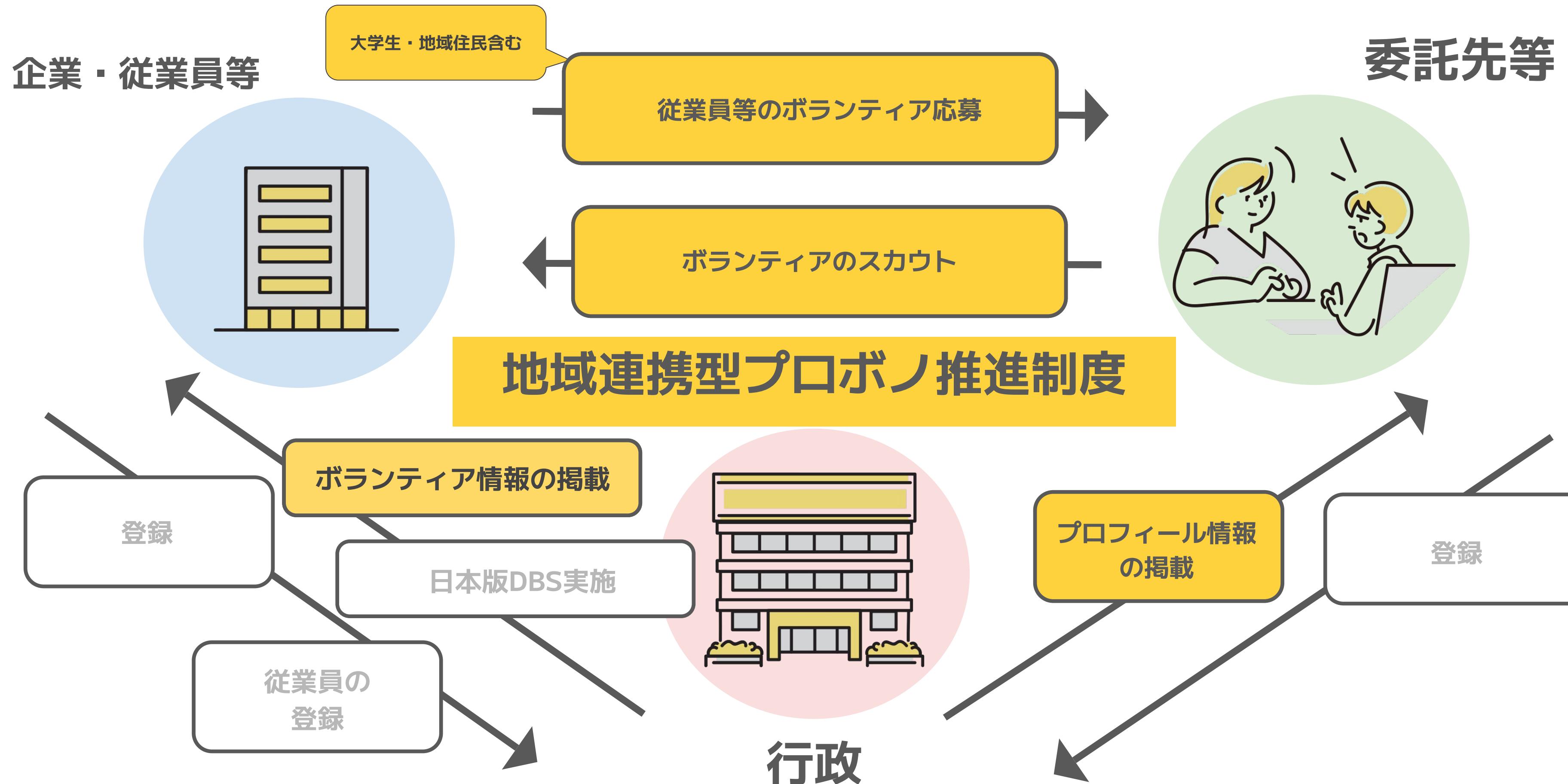
委託先等



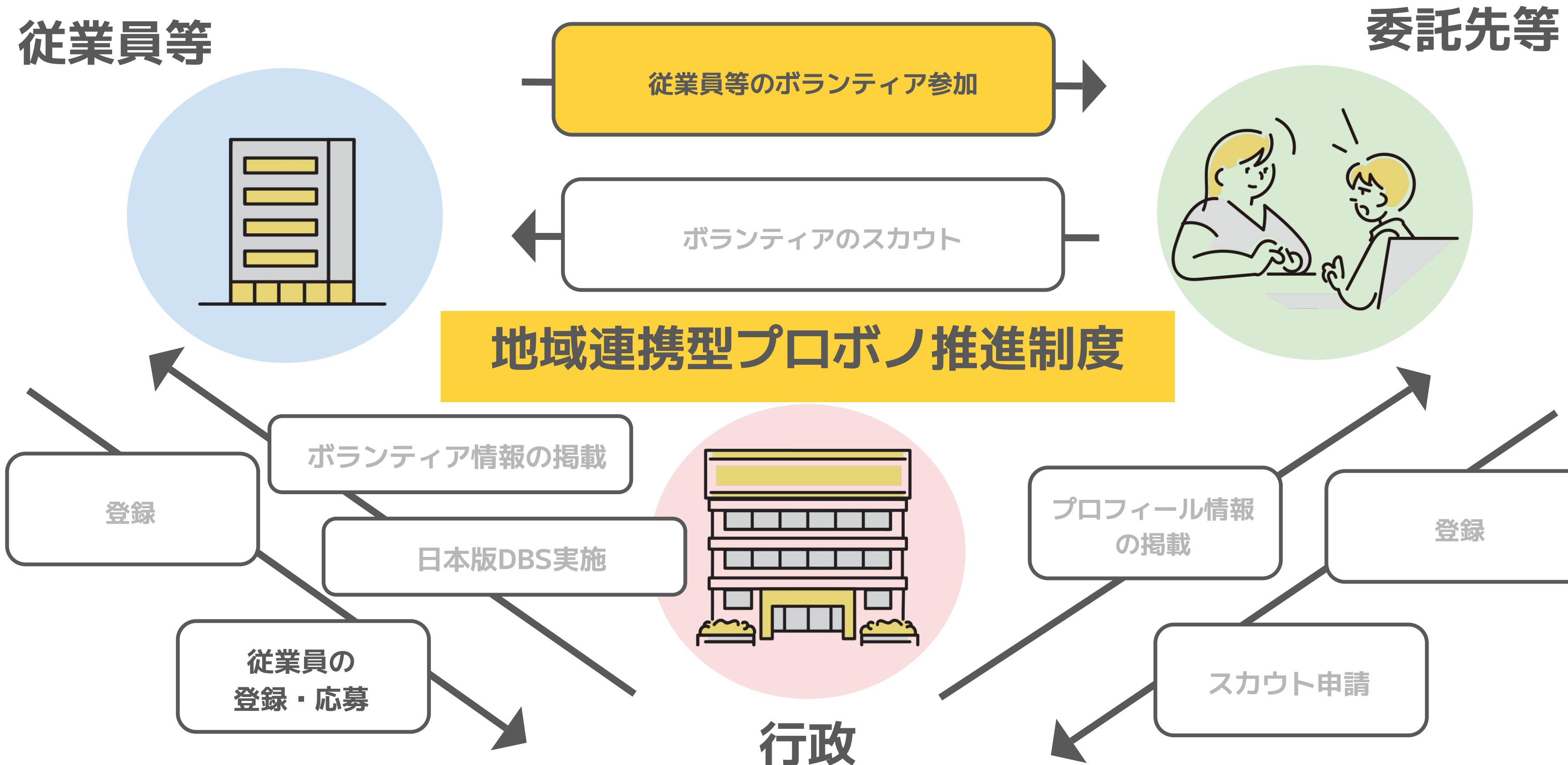
地域連携型プロボノ推進制度



提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要



提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要



提言② 地域連携型プロボノ推進制度の概要

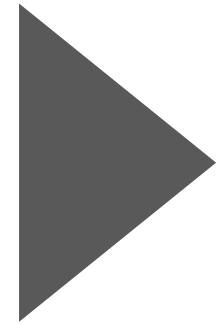
【効果・メリット】

- ・人材の確保
- ・第三の大人と関わる機会を創出
→体験の機会の増加
将来の希望が持てるようになる
- ・地域の実情に応じた取り組みができる

提言の全体像

仮設①

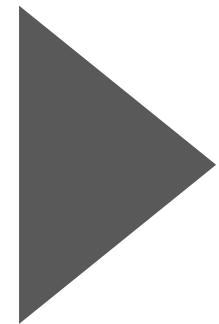
福祉的支援の充実



提言1

仮設②

地域差の解消



提言2

仮設③

支援が届かないをなくす
支援を適切に受ける



提言3

提言③ 「支援が届かない」をなくす・支援を適切に受ける

適切な情報周知と 関係機関との連携の必要性

A

自治体制度情報の
超広域連携

B

こども関係機関
によるデータ連携
システム

C

ガイドライン改定
(保護者支援)

仮説3- 1

支援が届かないをなくす・不足している支援を届けるための
連携体制・周知制度の整備



支援が届いていないことが
最大の課題

子ども家庭庁 入澤様

自治体制度情報の超広域連携

【概要】

NPOによる情報の一元化
LINEを用いた情報発信

【目的】

迅速な情報提供
支援情報の適切な周知

自治体制度情報の超広域連携

LINEを活用した周知

利用率が高い(日本人の9割)

心理的ハードルが低い

自治体にLINEノウハウがある

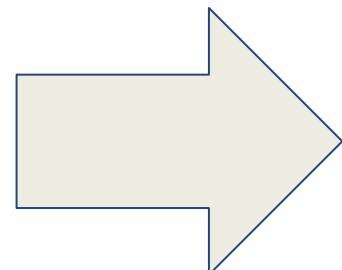
個人情報リスクが低い

アカウント

- ・自治体とのアカウントとは別に、「子ども・親向けの LINEアカウント」を開設
- ・アカウントの運営は、自治体(市区町村)

登録者

- ・全子育て世帯を対象
⇒貧困家庭だけを対象にするとステイグマの発生、支援が届かない人が生まれてしまうため
- ・受信設定機能の活用で利用者ごとの情報の優先順位を決める



全子育て世帯を対象にすることで、結果的に子どもの貧困対策になる

受信設定欄の内容

- ・登録者の属性(親・学生)
- ・子どもの年齢
- ・家庭の状況(シングル、共働き)
- ・関心のある分野(自立、進学など)
- ・所得制限あり or なし(すべて任意)

【例】小学生・シングルマザー・就労支援

- ・ひとり親支援制度
- ・小学生向けの学習
- ・生活支援制度

などを中心に配信

自治体制度情報の超広域連携

【配信内容】

季節（長期休み前、新学期）・子どもの学齢（受験、進学、遊び・体験の場）
に応じた支援内容の配信 **通知あり**

【配信の仕組み】

1. 大手NPO（中核的NPOコンソーシアム）（国が委託）

A：国・都道府県の支援制度情報の「翻訳」と「整理」

B：市区町村レベルの制度情報用のフォーマットを作成

2. 自治体

A：NPOがまとめた国・都道府県レベルの情報を受け取る

B：フォーマットに情報を入れる

3. システム

自治体がA・Bの情報をフォーマットに登録、受信設定に合わせて

A・Bを組み合わせて配信

自治体制度情報の超広域連携

【常設メニュー】

相談予約フォーム

各種支援制度の検索
(お金・子ども・仕事)

ABをまとめたサイト
への誘導

地域のNPO一覧

【周知方法】

- ・行政窓口、ケースワーカーとの面談時に、LINEの登録・受信設定を行う
- ・学校からのプリント配布・メール配信での周知
- ・こども食堂・学習支援事業の場での周知
- ・アウトリーチでの宣伝
- ・自治体の公式LINEでの周知

提言③ 「支援が届かない」をなくす・支援を適切に受ける

適切な情報周知と 関係機関との連携の必要性

A

自治体制度情報の
超広域連携

B

こども関係機関
によるデータ連携
システム

C

ガイドライン改定
(保護者支援)

仮説3- 1

支援が届かないをなくす・不足している支援を届けるための
連携体制・周知制度の整備



支援が届いていないことが
最大の課題

子ども家庭庁 入澤様

B こども関係機関によるデータ連携システム

目的：支援が行き届いていない子どもを発見する
関係機関で連携し、適切な支援につなげる

実施主体：都道府県

活用主体：市区町村

概要：「広島県府中町事業計画+α」を都道府県単位で全国的に推進

- ①データによりリスクの高い子どもを発見
 - (1) データの集約・分析によりリスクの高い子どもを発見
 - (2) 異変に気付いた個人（NPO支援員、教員等）の報告により
データ分析依頼→(1)
- ②専門家会議で方針を決定し支援につなげる

B こども関係機関によるデータ連携システム

広島県府中町 データ連携の仕組み

PwCコンサルティング合同会社(2023)「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究) — 各採択団体における成果報告書(広島県・府中町)」

【子供関連情報】

【データ集約】

【活用主体】

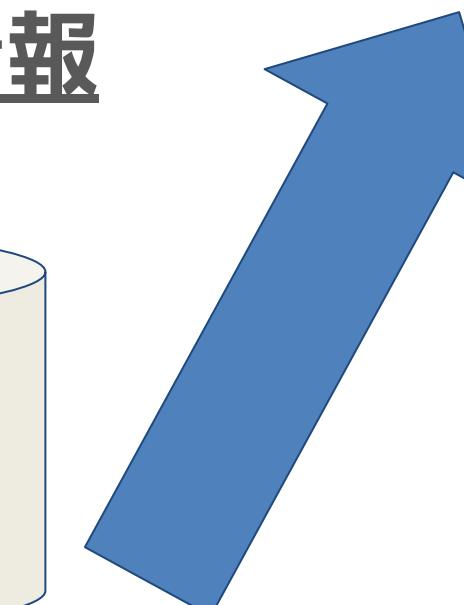
- ・出席日数
- ・健康状態
- ・学校関係費支払い状況



→教育機関が保有する情報

子ども家庭総合
支援拠点の職員

- ・相談回数
- ・支援利用状況



→行政機関等が保有する情報

専門家会議で支援へつなげる

B こども関係機関によるデータ連携システム

広島県府中町 データ連携の仕組み

PwCコンサルティング合同会社(2023)「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)―各採択団体における成果報告書(広島県・府中町)」

【子供関連情報】

- ・出席日数
- ・健康状態
- ・学校関係費支払い状況

→教育機関が保有する情報

【データ集約】



【活用主体】



子ども家庭総合
支援拠点の職員

専門家会議で支援へつなげる

- ・相談回数
- ・支援利用状況

→行政機関等が保有する情報



学校やNPOなどでの気づき

広島県府中町の事業計画に追加することで、データには現れにくい現場の気づきを反映させるために、我々が考案する提案

提言③ 「支援が届かない」をなくす・支援を適切に受ける

適切な情報周知と 関係機関との連携の必要性

A

自治体制度情報の
超広域連携

B

こども関係機関
によるデータ連携
システム

C

ガイドライン改定
(保護者支援)

仮説3- 2

子どもの学習と保護者の自立支援をセットで



支援を受けることが目的化している

日本シングルマザー協会 江成様

C ガイドライン改訂（保護者支援）

ガイドラインの改訂

子どもの学習・生活支援事業 に関するガイドライン

学習・生活支援事業の実施にあたって

（2）生活支援《子どもに対する支援、保護者に対する支援》

② 保護者に対する支援

C ガイドライン改訂（保護者支援）

保護者に対する支援

＜現状＞

子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在です。そのため、生活全体を包括的に支援するという意味では、事業を利用する子どもだけでなく、その保護者に対しても、子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促す取組が重要です。

また、保護者の養育力の不足は、無関心という場合だけでなく、仕事や生活で多忙のため養育のための時間が持てない、地域社会との関わりが乏しく養育に関して相談できる者がいない、保護者自身が子どもの頃に親からの養育を十分に受けられなかつたこと等を背景とする経験不足から実践方法が分からぬといった場合も多いです。保護者の支援においては、このような視点を持ちながら実施することが重要です。

さらに、保護者への支援にあたっては、様々な機会をとらえて、学習・生活支援事業における子どもの状況についての報告や事業の必要性、効果について説明を行うなど、保護者との信頼関係を着実に醸成していくことが重要です。

保護者に対する支援

既に記述されていること

- ・子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在であり子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促す取組が重要
- ・保護者の養育力の不足は、無関心という場合だけでなく、仕事や生活で多忙さ、相談できる者がいない、保護者自身が子どもの頃に親からの養育を十分に受けられなかつたこと等の場合の視点を持つこと
- ・保護者との信頼関係を着実に醸成していくことが重要性

「保護者の自立の重要性」についての記述が 明確でない



C ガイドライン改訂（保護者支援）

保護者に対する支援

子どもは保護者や育った環境の影響を強く受ける存在です。そのため、生活全体を包括的に支援するという意味では、事業を利用する子どもだけでなく、その保護者に対しても、子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促す取組が重要です。

また、保護者の養育力の不足は、無関心という場合だけでなく、仕事や生活で多忙のため養育のための時間が持てない、地域社会との関わりが乏しく養育に関して相談できる者がいない、保護者自身が子どもの頃に親からの養育を十分に受けられなかつたこと等を背景とする経験不足から実践方法が分からぬといった場合も多いです。保護者の支援においては、このような視点を持ちながら実施することが重要です。

さらに、保護者への支援にあたっては、様々な機会をとらえて、学習・生活支援事業における子どもの状況についての報告や事業の必要性、効果について説明を行うなど、保護者との信頼関係を着実に醸成していくことが重要です。

そして、保護者の就労や所得の不安定さは、子どもの進路選択や将来の自立可能性に直接影響を及ぼすことから、必要に応じて、自立相談支援事業等の保護者支援を担う関係機関につなぐことが重要です。

目次

- 01 こどもの貧困とは
- 02 課題（問題提起）
- 03 仮説
- 04 取材報告
- 05 仮説の修正
- 06 政策提言
- 07 まとめ

子どもの貧困解消に向けた 3つの政策的アプローチ

提言① 福祉的支援の充実

法改正

ガイドライン
改訂

居場所確保や
目標意識形成を含む、
**学習基盤づくりの
重要性共有**

学習支援と居場所支援の
一体的実施の推進
自治体負担の軽減

子どもの貧困解消に向けた 3つの政策的アプローチ

提言② 地域差の解消

地域連携型プロボノ推進制度



人材を確保できる

第三の大人と関わる機会の創出される

将来への希望を持つことができる

子どもの貧困解消に向けた 3つの政策的アプローチ

提言③ 支援が届かないをなくす 支援を適切に受ける

自治体制度情報の
超広域連携

子ども関係機関
による
データ連携

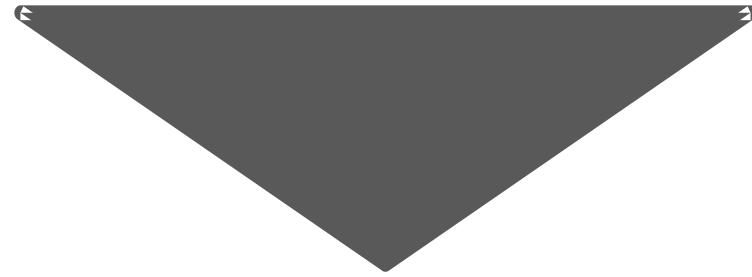
ガイドライン改訂
(保護者支援)

個人に合った支援が
わかりやすく届く

多角的な視点で
支援が必要な子どもを発見
個人（NPO職員や教員等）
の気づきを支援につなげる

子どもの学習と
親の自立をセットで
行う

私たちの目指すところ



すべての子どもたちが
家庭の経済的状況に関係なく
自分の将来を自由に選択できる状態

参考文献一覧

- ・立正大学社会福祉学会(2019)
『立正社会福祉研究』第20巻, 23–35頁。
- ・国立社会保障・人口問題研究所(2025)
『社会保障研究』第9巻第4号(通巻第35号), 2025年3月刊。
- ・厚生労働省(2023)『2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>
- ・厚生労働省「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001506554.pdf>
- ・厚生労働省「自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001267427.pdf>
- ・内閣官房(2023年1月)「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての 意見」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_yushiki/dai7/siryou1-1.pdf
- ・厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」
https://www.soumu.go.jp/main_content/001016957.pdf
- ・こども家庭庁 支援局 家庭福祉課
「子どもの未来国民運動—子どもの貧困」
<https://kodomohinkon.go.jp/>
- ・東洋経済オンライン(2022) 「子どもの貧困、内閣府『初の全国調査』で見えた悲痛な実態」
<https://toyokeizai.net/articles/-/508546>
- ・認定NPO法人 サービスグラント「社会に生きる、新しい力になる」
<https://www.servicegrant.or.jp/>
- ・PwCコンサルティング合同会社(2023)「子どもに関する各種データの連携による支援実証事業
(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)— 各採択団体における成果報告書(広島県・府中町)」
https://www.pwc.com/jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/6cccb4cf/20230428_news_children_outline_10.pdf

取材にご協力頂いた皆様（取材日順　同一取材先内の氏名は五十音順）

公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン 小嶋様・内藤様

一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク

一般社団法人 日本シングルマザー支援協会 江成様

子ども家庭庁 入澤様

NPO法人 ユースコミュニティー 濱住様

自治体関係者様

ご清聴ありがとうございました！